

公立高等学校定時制・通信制課程修学奨励費貸与制度について

■ 制度の趣旨

府内の勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、公立高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に対し、修学奨励のための資金を貸与します（卒業すれば返済が免除されます。）。

■ 貸与の対象となる要件

大阪府内の公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する生徒のうち、次の要件に該当する生徒が本制度の貸与対象者となります。

- ① 大阪府内の公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している**35歳未満**の者。
- ② 経済的理由により著しく修学が困難な者であって、**生徒本人及び保護者（親権者※）それぞれの道府県民税所得割額と市町村民税所得割の合計額が、85,500円未満**の者。

※1：親権者がいない場合は「未成年後見人」、親権者も未成年後見人もいない場合は、その生徒の「主たる生計の維持者」。

※2：4月1日現在、保護者がいない場合は「生徒本人」。

- ③ 経常的収入を得る職業についている者であり、原則として年間120日以上勤務していること。
ただし、令和4年度の入学生にあつては、9月から翌年3月までに60日以上勤務予定があること。
- ④ **大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者**であること。
- ⑤ 学業について、「大阪府公立高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与要綱」に規定された基準を満たす者。

■ 貸与金額

貸与金額 (月額)
9,000円

- ▶ 貸与金額の上限は、**108,000円**（月額9,000円×その年度の在籍月数、最大12カ月）です。
- ▶ 奨学のための給付金が支給される場合は、次のとおり貸与金額を減額調整します。
「貸与金額（上限：108,000円）」－「給付金の給付決定額」＝貸与額
- ▶ 一定の基準に該当する方は、「教科書代相当額」を併せて貸与できます。

■ 申請の手続き等

貸与を受けようとする場合は、下記の書類等を在学する学校が定める期日までに提出してください。

手続きに必要な書類等	注意事項			
①申請書	○「様式第1号」に記入してください。 ▲ 申請者・保護者ともに、印鑑の押印をお忘れにならないようご注意ください。			
②給与支払見込み等証明書	○「様式第1号の2」を勤務先で記入してもらい、証明を受けたものを提出してください。 ▲ 今年度の4月から3月までの間に就労できなかった期間があった場合は、「理由書」を併せて提出してください。			
③道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証する書類（★） ▲ 台紙①に貼付してください。	○生徒本人及び保護者（上記「貸与の対象となる要件」②※参照）それぞれの書面を提出してください。4月1日現在、保護者がいない方は、 生徒本人の書面のみ を提出してください。 【「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証する書面」の例】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書 ・市町村民税・道府県民税納税通知書 ・住民税の課税証明書 </td> <td style="border: none; vertical-align: middle; font-size: 2em;">}</td> <td style="border: none;"> <p style="text-align: center;">▲ 令和5年度分の証明書等を提出してください。</p> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書 ・市町村民税・道府県民税納税通知書 ・住民税の課税証明書 	}	<p style="text-align: center;">▲ 令和5年度分の証明書等を提出してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書 ・市町村民税・道府県民税納税通知書 ・住民税の課税証明書 	}	<p style="text-align: center;">▲ 令和5年度分の証明書等を提出してください。</p>		
④奨学のための給付金の申請区分を証する書類（★） ▲ 台紙②に貼付してください。	○奨学のための給付金を申請している方は、その申請区分に応じた次の書面を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護（生業扶助）受給世帯の生徒 →生活保護受給証明書（7月1日現在、「生業扶助」の記載があるもの。上記③で提出する場合は、その1通で可。） ・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯の第1子の生徒 →生徒本人の健康保険証の写し ・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯の第2子の生徒 →生徒本人及び兄弟姉妹の健康保険証の写し 			
⑤貸付金の振込先口座の通帳の写し ▲ 台紙③に貼付してください。	○金融機関名、口座番号、口座名義（カタカナ）が確認できるページの写しを提出してください。			

★：③、④は「就学支援金」「奨学のための給付金」の申請に添付した書類の写しでも結構です。

【ウラ面】

- ◎申請書等への記入は、必ずボールペンを使用してください。鉛筆、消せるボールペンによる記入は不可です。
また、記入の際は、記入例をご参照ください。
- ◎書き損じた場合は、誤った部分を二重線で抹消し、訂正印を押印してください。修正テープや修正液による訂正は不可です。

■ 審査結果（貸与決定）の通知

- ▶提出された申請書類は、大阪府教育庁で審査します。審査の結果は、各申請者が在学する学校を通じて、書面により通知します。
- ▶審査結果の通知は、12月中旬頃の予定です。
- ▶審査結果が出る前に、退学や勤務先の退職など、申請を辞退する必要がある場合は、学校にご連絡ください。
- ▶貸与額の決定には、「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金（以下、「給付金」といいます。）」の給付決定状況が必要です。給付金の給付決定が遅れた場合、修学奨励費の貸与決定や貸与決定額の交付も遅れる場合があります。

■ 貸与決定後の手続き等

- ▶貸与決定後、下記の書類等を在学する学校が定める期日までに提出してください。

手続きに必要な書類等	注 意 事 項
①交付請求書	○「様式第2号」に記入してください。 ▲申請者の印鑑の押印をお忘れにならないようご注意ください。
②誓約書及び保証承諾書	○「様式第3号」に記入してください。 ○「連帯保証人」欄は、必ずそのご本人がそれぞれ署名・押印してください。 ○連帯保証人には、原則として、1名は修学生の保護者を、もう1名は独立して生計を営む成年者で保証能力のある方を選任してください。 ▲収入印紙（200円分）の貼付が必要です。 ▲収入印紙への割印は、連帯保証人2名がそれぞれの印鑑で行ってください。
③連帯保証に関する確認書	○連帯保証人2名が、それぞれ「様式第4号」に記入してください。 ○上記の②で連帯保証人になったご本人が署名・押印してください。 ○書面をよく読んでいただき、5カ所のチェックボックスに「✓」印を記入してください。 ▲連帯保証人ご本人が署名・押印をしてください。
④修学奨励費借用書	○「様式第5号」に記入してください。 ▲申請者の印鑑の押印をお忘れにならないようご注意ください。

- ◎申請書等への記入は、必ずボールペンを使用してください。鉛筆、消せるボールペンによる記入は不可です。
また、記入の際は、記入例をご参照ください。
- ◎書き損じた場合は、誤った部分を二重線で抹消し、訂正印を押印してください。修正テープや修正液による訂正は不可です。

■ 貸与決定額の交付

- ▶貸与決定額は、申請の際に提出していただいた振込先口座へ1月中旬頃に振込予定です。
- ▶詳細な日程は、結果通知の際に学校を通じて改めてお知らせします。

■ その他

- ▶この修学奨励費の貸与制度は、修学奨励のための資金を貸与する制度で、高等学校を卒業した場合は返還が免除となります。
- ▶退学等により修学奨励費の貸与目的を達成する見込みがなくなった場合は、返還の義務が生じます。
- ▶貸与を受けた方は、学校徴収金等を滞納することがないようにご注意ください。